

三重県のガイドラインにおける運搬容器について

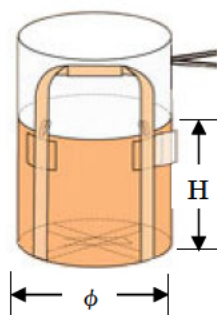


【被災地においてフレキシブルコンテナバッグで保管されている災害廃棄物（環境省 HP）】

災害廃棄物の運搬容器については、長距離輸送となるため、基本的には密閉式コンテナの使用を規定しています。

しかし、コンテナ（12フィート）を運搬するには、10t車トラック（全高：3.8m、最小旋回半径：6.6m、所要道路幅：4.7m）が必要ですが、県内市町等の焼却施設の進入路等の状況を確認したところ、一部の施設において道路（橋）が狭い等のコンテナ輸送車両の通行上の課題があることが判明しました。

したがって、市町等の実態に即し、密閉式コンテナと同様に、飛散、流出及び悪臭の防止を図ることができるフレキシブルコンテナバッグ（フレコンバッグ）についても、輸送において使用できるものと判断しています。



フレコンバッグの標準的な仕様

A社：丸型 1t φ1,100×H1,080

B社：丸型 1t φ1,100×H1,100

（材質、強度は JIS Z1651 で規定）

【フレコンバッグの仕様】